

# 佐賀県産業廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱

平成 29 年 8 月 2 日制定  
令和 2 年 7 月 15 日一部改正

## (目的)

第 1 条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「政令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成 17 年佐賀県規則第 79 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、産業廃棄物処理施設等の設置等に係る指導に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物処理施設等の円滑な確保を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

### (1) 産業廃棄物処理施設等

法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設及びその他の産業廃棄物処分業の用に供する産業廃棄物の処理施設をいう。

### (2) 最終処分場

政令第 7 条第 14 号に規定する施設をいう。

### (3) 対象中間処理施設

政令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 11 号の 2 から第 13 号の 2 に規定する施設をいう。

### (4) 設置等予定者

次のアからウに掲げる者をいう。

ア 法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可を受けようとする者(ただし、移動式がれき類等破碎施設の場合は除く。)

イ 法第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項並びに第 14 条の 2 第 1 項又は第 14 条の 5 第 1 項の許可を受けて、新たに政令第 7 条に掲げる施設以外の産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者

ウ 法第 14 条の 2 第 3 項又は第 14 条の 5 第 3 項の届出を提出して、事業場を追加して政令第 7 条に掲げる施設以外の産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者

### (5) 生活環境影響調査

法第 15 条第 3 項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を

記載した書類をいう。

( 6 ) 関係地区等

次のアからエに掲げる地区をいう。

ア 設置予定地の所在する地区

イ 生活環境の保全上の影響が認められる隣接地区

ウ 下流に水利権が存在する場合で、生活環境の保全上の影響が認められる地区

エ その他生活環境の保全上の影響が認められる地区

( 7 ) 関係市町長

関係地区等の所在する市町の長をいう。

( 県の責務 )

第 3 条 県は、産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、法、政令及び省令並びに規則及び本要綱に基づき、設置等予定者に対し、産業廃棄物処理施設等の設置等に関し必要な指導、助言等を行うものとする。

( 設置等予定者の責務 )

第 4 条 設置等予定者は、産業廃棄物処理施設等の設置等に当たっては、法、政令及び省令並びに規則のほか、本要綱に定める事項を遵守するとともに、関係地区等の生活環境が適正に保全されるよう努めなければならない。

( 事前協議書の提出等 )

第 5 条 設置等予定者のうち最終処分場及び対象中間処理施設を設置等しようとする者は、法第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の許可申請をしようとするときは、あらかじめ、産業廃棄物処理施設等設置等事前協議書(様式 1 号)(以下「事前協議書」という。)を知事に提出し、協議しなければならない。

2 知事は、前項の規定に基づく事前協議書の提出があったときは、その内容を審査し、当該設置等予定者に対して、必要な指導又は助言を行うものとする。

( 関係市町長からの意見聴取 )

第 6 条 知事は、前条の規定に基づく事前協議書が提出された場合は、当該処理施設の設置に関して、様式 2 号により関係市町長の意見を聴くものとする。

( 説明会の開催 )

第 7 条 設置等予定者のうち最終処分場及び対象中間処理施設を設置等しようとする者は、事前協議書の内容について、関係地区等の住民等への説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定に基づく説明会の実施者は、あらかじめその開催の日時、場所その他必要な

事項を書面により知事及び関係市町長に通知しなければならない。

- 3 第1項の規定に基づく説明会の実施者は、説明会において、事業計画、生活環境影響調査等についての必要な資料を配布するとともに、具体的かつ平易な説明に努めなければならない。
- 4 第1項の規定に基づく説明会の実施者は、説明会の開催後速やかに、説明会における出席者の意見の概要及び当該意見への対応を書面により知事及び関係市町長に報告しなければならない。
- 5 設置等予定者のうち最終処分場及び対象中間処理施設を設置等しようとする者は、第1項の規定に基づく説明会での意見等を踏まえ、次条の関係地区等と環境保全協定を締結するものとする。

#### (環境保全協定の締結)

第8条 設置等予定者は、施設の建設及び操業に伴う生活環境保全対策並びに防災対策をはじめ、必要な事項について、関係地区等と環境保全協定を締結しなければならない。ただし、関係地区等との環境保全協定が締結できない場合であって、関係地区等との協議の経緯等を知事に報告する場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、合理的な理由があると認められるときは、関係市町長との環境保全協定の締結をもってこれに替えることができるものとする。

3 設置等予定者は、法第15条第1項、第15条の2の6第1項、第14条第6項、第14条の4第6項、第14条の2第1項及び第14条の5第1項の許可申請又は第14条の2第3項及び第14条の5第3項の届出に当たって、締結した環境保全協定書の写しを添付(第1項ただし書に規定する場合を除く。)するものとする。

4 第1項ただし書きの報告は、前項に規定する許可申請又は届出に当たって、次の書類を提出して行うものとする。

- (1) 関係地区等との協議の経緯を説明する書類
- (2) 施設の建設及び操業に伴い実施することとする生活環境保全対策及び防災対策を説明する書類

#### (事前協議の終了通知)

第9条 知事は、第6条の規定により関係市町長から意見を聴いた後、事前協議の内容が適正であると認めるときは、事前協議が終了した旨を事前協議書の提出者及び関係市町長に通知するものとする。

#### (事前協議書の取下げ)

第10条 第5条の規定に基づき事前協議書を提出した者が、その提出後、当該産業廃棄物処理施設の設置等を行わないこととしたときは、速やかに事前協議書の取下げについて、知事

に書面により届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、関係市町長にその旨を通知するものとする。

(準用)

第 11 条 第 4 条から前条までの規定は、法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を設置等する場合(当該施設を産業廃棄物処理施設等としても使用することに伴い第 4 条から前条までの規定が適用される場合を除く。)について準用する。この場合において、第 4 条及び第 8 条各項中「設置等予定者」とあるのは「一般廃棄物処理施設を設置しようとする者」と、第 4 条及び第 10 条第 1 項中「産業廃棄物処理施設」とあるのは「一般廃棄物処理施設」と、第 5 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項中「設置等予定者のうち最終処分場及び対象中間処理施設」とあるのは「一般廃棄物処理施設のうち焼却施設及び最終処分場」と、第 5 条第 1 項及び第 8 条第 3 項中「第 15 条第 1 項」とあるのは「第 8 条第 1 項」と、「第 15 条の 2 の 6 第 1 項」とあるのは「第 9 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。